

# 市長選挙・12月2日

こと十二月三十一日で任期が切れる市長選挙は、十二月二日を投票日とすることになりました。告示は十一月二十二日、立候補のしめきりは十一月二十三日となっています。

ところで、すでに現市長の金堂久喜氏（六二）が三月市議会で立候補の意思を表わしているほか、社会・共産両党と地区労で、明るい南国民市政をつくる会」を結成、統一候補として前高知農高南海分校教諭、杉本恒星氏（五三）元高知県高等学校教組委員長をおして後援会活動をすすめており、金堂、杉本両氏の一騎打ちになりそうです。

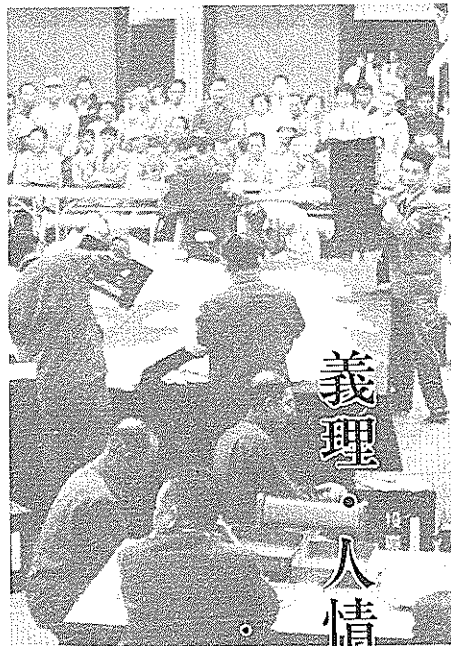
そこで、こんどの選挙に対する有権者の心がまえなど、国沢選管一選挙管理委員長、土居正松同事務局長に聞いてみました。

有権者は、どのくらいですか。  
九月一日現在、選挙人名簿に登録されている人は、三万一千二百七十二人（男一万四千七百五十三人、女一万六千五百十九人）で、昨年と同じ日にくらべて二百三十

人多くなっています。このあと転出や死亡などの異動もありますが大きなちがいはありませんね。

投票のとき入場券をだしていませんが、投票の方法などは？  
入場券のことで市外から転入された人から問い合わせがあります。入場券は発行していません。

投票の場所などはチラシでくわしくお知らせしますが、これまでとほとんどちがっていません。投票の時間は午前七時から午後六時まで、上倉・瓶岩の一部では午後四時まで繰り上げられます。注意してほしいのは、ことし十一月十五日から後で市内で住所を



義理・人情におぼれず

自分たちの意志を反映する代表者

まず、市民課または支所の住民基本台帳に登録されていない人は選挙人名簿にも登録されませんので投票できません。

入場券を発行すると二人の人が二回投票するようなおそれもできています。このため入場券は発行しないで、その地区のことをよく知っている投票管理人や立会人、選挙事務員をおくようにしています。

かわられ、転居届をされた人は、前の住所地の投票所へ行っていたり、入院して投票所に行けない人などの不在者投票は？

不在者投票の指定病院に入院している人は、その病院で不在者投票ができます。また、仕事などのため、投票の日に市内にいない

十二月二日の市長選挙に投票できる人は、▼昭和二十八年十二月三日までに生まれた人、▼昭和四十八年八月二十日までに転入届をし、引き続き南國市に住んでいる人

投票所では投票の指定病院に指定されていない病院に入院している患者や家庭で療養している人には別に投票の方法があります。

現在のところ投票所へ行つて投票するしか方法がありません。投票日の間近かに手術する人や、お産の子定日になっている人は、歩けるうちに不在者投票をしていただくこととなります。なお、くわしいことは選挙管理委員会に問い合わせてください。

字を書けないおとしよりや目の不自由な人は、どのようにしますか。  
ケガをしたために字を書くことができない人、字を知らないために書けない人、また、目の不自由な人で点字をしらない人たちは代理人が書いてくれます。これは当日投票所にそのことをいって係の人に代って書いてもらうものです。一語にいった家族の人や親しい人に書いてもらうことはできません。また、目が不自由な人で点字を知っている人は、点字器を使

## 各課めぐり

国沢選管委員長・土居同事務局長に聞く

用して投票することができません。

いつの選挙でも、せっかく投票したのに選挙人の意志を表現できないために、無効になるものが少なくないようですが。

「はしこる書き、誰でもあがれ」などという落書きもありました。しかし、このころは一票を無駄にする悪質な無効票は少なくなりましたね。

無効となるものは、▼候補者でない人の氏名を書いたもの、▼よけいなことを書いたもの、▼二人以上の候補者の氏名を書いたもの、▼どの候補者の氏名を書いたのか判らないもの、などがあります。投票用紙には一人だけ、はっきり書くことが大切です。

投票は他人の干渉に左右されたり、他人に気がねすることなく自由な気持で投票できるようにだけばなりません。投票者の秘密はどんなに守られますか。

どの候補者に投票したかは絶対に秘密とされ、選挙する人の自由意志が保障されています。

投票記帳場所は、他の人が選挙する人の投票の記載をみることでできないように設備していますし、開票のときには、四十五の投票所をのものを全部ませあわせてから、開票しますので全くわからなくなっています。

不在者投票は、表の封筒に投票



した人の名前を書くようになっていますが、その中にもう一つ封筒が入っています。不在者投票を受領することになれば、中の封筒だけをとり出し、混ぜ合わせてから投票用紙を投票箱に入れますので、秘密は守られます。

誰に投票しても、その結果は選挙した本人だけしか知り得ない方法になっていることがおわかりと思います。候補者側から、すぐわかるぞ、との話があったとしてもそれはおとし以外のなものでもありません。

いつものことながら選挙のあとには、選挙違反がマスコミにとりあげられ、いやな気持になるものです。どんなことが選挙違反になりますか。

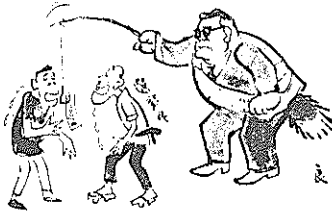
よくみうけられる違反として、なにかの機会に酒・弁当などをだすことがありますが、目光きの欲得につられなくて、選挙違反をはねのけていきたいものです。また

陣中見舞として酒を贈ることも禁じられていますし、百田の会費で宴会をしたり、テラックス旅行などよくある例です。金や人情で売った投票は、自分の毎日のくらしにマイナスになって返ってきます。戸別訪問や選挙運動のあり方などについても、なにかと問題の多いことですが。

選挙運動のために一戸一戸たずねることは「戸別訪問」といって禁止されています。また、各家庭をまわるだけでなく会社、工場などをたずねることもいけません。

また、選挙運動のために買収したり、ご馳走したり、されたりすることや、候補者についてデマをばしたり、候補者、選挙人、選挙運動員をおどかしたりすること、また、演説、集会、交通などを妨害したり、選挙運動用のポスターを破いたりして、選挙の自由を妨げると処罰されます。

最後に有権者としての心がまえ



といったものを。選挙の根本は主権在民ということとです。市の行政を決定する最高の権力が市民にあります。市民が



みんな集って決めたらよいのですが、そうもいきませんので、自分たちの意志を反映する代表者を選ぶということをお小・中学校や社会教育でうえつけ、教えることが大切ですね。候補者のために選挙をしてやるといふ考え方が多いようです。

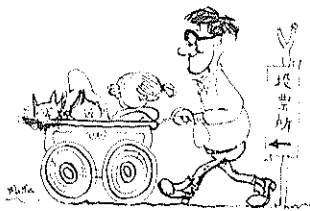
また「あの人に頼まれたから」

「あの人の義理があるから」というようなことだけで、候補者の公約や人物、見識をみきわめずに投票する人があります。選挙は、義理とか人情というような考え方や長いものには巻かれろ式のものであってはいけません。一時の利害や情実にもどわされずに、私たち一人ひとりが選挙に対する自覚を高めて、明るく正しい選挙が行なわれるようにしたいものです。

★ ★ 選挙管理委員会は、土居正松事務局長ら四人の職員が仕事をしています。

国沢委員長は十年。土居局長は二十五年という、この道のベテランコンビです。が、一番苦勞するのは、他の課とちがってマツタがない。小さなミスでもゆるさず訂正のきかないことだといえます。法律の解釈や運用など、マツタなしに判断して指導しなければならず、「マツタなしは消防と選挙ですね。消防も火事の現場で討論している間がありませんから。」とあってカラカラと笑われるなかにも責任の重さをひしひしと感じました。

私たち南園市が一番大切な選挙



です。明るく正しい選挙で、よりよい社会、住みよい南園市をつくりたいものです。

《聞き手》

広報委員 山本尚一・岡崎俊一